きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金 の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(各地方事務所が定める日まで)



○交付申請は、各地方事務所(下記提出先)に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)



- ○申請内容が補助要件に合致していれば交付決定を通知します。
- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金において、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

- ※事業の完了とは: 事業内容の行為が完了した日
- ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日を経過する日 又は翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先

•農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

•中部総合事務所農林局林業振興課

- 西部総合事務所農林局農林業振興課
- ・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

電話0858-72-3808 電話0858-23-3181

電話0859-31-9675

電話0859-72-2007